

テーマ3：企業の会計不祥事に“内部告発報奨金制度”は日本でも導入すべきか？

A案：導入すべき

2班

【内部告発報奨金制度導入の必要性】

米国では、SEC（証券取引委員会）の下で内部告発者に対し、不正による罰金回収額の10～30%を報奨金として支給する制度が確立されており、実際に数億円規模の報奨金が支払われる事例も存在する。この制度は、以下に示す点で日本の現状を改善し、会計不正対策を強化する上で極めて有効であると考えられる。

不正会計の早期発見と証拠収集の促進

内部告発者は、不正の最も深い部分を知りうる立場にあり、その情報が早期に提供されることで、不正が大規模化する前に食い止めることが可能となる。金銭的報奨金は、告発者が潜在的な不利益や報復のリスクを乗り越え、行動を起こすための強力な動機付けとなり、不正に関する具体的かつ確実な証拠の提供を促す。

企業のガバナンスと倫理意識の向上

内部告発報奨金制度の存在は、企業内で不正が起きにくい環境を醸成する効果がある。従業員が不正を目撃した場合に報奨金という形で正当な評価を得られる可能性があることと認識することで、不正行為を看過せず、積極的に是正を求める意識が高まる。これにより、経営陣は内部統制の強化を一層推進せざるを得なくなり、結果として企業全体のコンプライアンス意識の向上につながる。

司法当局の調査効率の向上

内部告発によって得られる情報は、多くの場合、不正の核心を突くものであり、捜査当局がゼロから調査を開始するよりも、はるかに迅速かつ効率的に真相にたどり着くことを可能とする。これは、限られた人的・時間的資源の中で効果的に不正を摘発するためにも不可欠である。

【導入への懸念と対策】

内部告発報奨金制度の導入には、報奨金目的の虚偽告発や内部告発者の保護といった懸念も存在する。しかし、これらの懸念は適切な制度設計によって十分に解消可能である。

例えば、報奨金の支払いは、提供された情報が実際に不正摘発に貢献し、かつ、その情報に基づいて罰金が課された場合に限定するなど、厳格な支給要件を設けることで虚偽告発のリスクを低減できる。また、内部告発者に対する報復措置を厳しく罰する規定の強化や、匿名での通報を可能にする仕組みなど、告発者の保護を徹底する措置も不可欠である。米国SECの制度はこれらの課題に対して一定の成功を収めており、その知見を参考にすることで、日本に最適な制度を構築できるはずである。